

作成年月日	平成 25 年 5 月 21 日
作成課	県土整備部住宅建築局住宅政策課

淡路島を震源とする地震被害に係る高齢者への住宅復興支援の実施

今回の地震における被災住宅の復旧のために創設したひょうご住宅災害復興ローン制度について、高齢被災者への融資の円滑化を図るため、下記のとおり対策を行う。

1 親子リレー融資及び親孝行ローンの活用促進

償還を親子でリレーできる「親子リレー融資制度」や子どもが親に代わり償還を行う「親孝行ローン制度」を積極的に活用することにより、高齢被災者のひょうご住宅災害復興ローンの利用を促すよう金融機関へ依頼する。

2 高齢被災者への融資に対する損失補償の設定（新設）

ひょうご住宅災害復興ローン制度を活用した 65 歳以上の高齢被災者で「り災証明書」の交付を受けた者への貸付について、金融機関に対して損失補償（損失額の 90%以内）を実施する。

〔ひょうご住宅災害復興ローン制度の概要〕

- (1) 貸付対象者

〔建設・購入〕	全壊、大規模半壊の被害を受けた被災者で、住宅の建設・購入を行う者
〔補修〕	一部損壊以上の被害を受けた被災者で、住宅の補修を行う者
- (2) 資金使途 被災した住宅の建設・購入又は被災した住宅の補修
- (3) 貸付額

〔建設・購入〕	100 万円以上 500 万円以内
〔補修〕	10 万円以上 400 万円以内
- (4) 貸付利率

1 ～ 5 年目	：無利子
6 年目以降	：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率
- (5) 貸付期間

〔建設・購入〕	25 年以内
〔補修〕	10 年以内
- (6) 受付期間

〔建設・購入〕	平成 27 年 4 月まで
〔補修〕	平成 26 年 4 月まで
- (7) 損失補償 65 歳以上の高齢被災者の貸付について、損失補償を実施（90%）

3 その他

ひょうご住宅災害復興ローン制度の利用促進に加え、被災者からの相談に対し、県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金についても紹介を行う。

（参考：生活福祉資金）

- (1) 貸付対象者 低所得世帯、障害者世帯、日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者の属する世帯
借受人が 65 歳以上の場合は、連帯借受人(65 歳未満)が必要
- (2) 資金使途 住宅の増改築・補修等
- (3) 貸付額 250 万円以内
- (4) 貸付利率 連帯保証人がいる場合は無利子。いない場合は 1.5%
- (5) 償還期間 7 年以内
- (6) 受付窓口 市町社会福祉協議会
- (7) その他 借入相談時から償還完了までの間、民生委員が支援

ひょうご住宅災害復興ローン制度に関する問い合わせ先 住宅政策課住宅行政係 TEL 078-362-3611
生活福祉資金に関する問い合わせ先 社会援護課福祉企画係 TEL 078-362-3181